

# 都城市中心市街地 再生プラン事業費補助金 交付要領

令和8年4月1日時点

## 【問い合わせ先】

商工部 商工政策課 中心市街地活性化室

TEL:0986-23-2983

FAX:0986-23-2658

E-mail:[toshin@city.miyakonojo.miyazaki.jp](mailto:toshin@city.miyakonojo.miyazaki.jp)

# 1. 中心市街地再生プラン事業

- 中心市街地の空き店舗等を活用し、新たに出店する事業者や、空き店舗等の再生活用を進める物件所有者、空店舗等を解体する物件所有者、また、新たに商業施設等の店舗を整備する事業者を支援します。
- 中心市街地に設定したエリアにおいて、さまざまな事業に合わせた支援を行います。  
※「3.事業の対象エリア①・②」参照

# 2. 補助金交付申請・交付決定について

- 申請期間 随時募集(土、日、祝日は除く)  
※ただし、当該年度の予算がなくなり次第、募集を終了
- 審査会  
リノベーションまちづくり事業、商業施設等整備事業(自己使用する場合)を活用する場合は、中心市街地再生プラン事業審査会による補助金の交付決定が必要です。  
※申請から認定まで1~2ヶ月程度かかります  
  
※ 審査会は毎月1回開催予定です。補助金交付申請を月末で締め切り、翌月の審査会で審査します。申請書類に不備等があった場合は翌々月の審査会に延期になる場合もありますので、事業実施に向けた計画的な申請をお願いします。
- 交付決定  
補助金等交付申請書提出を受け、審査会による審査の上、認定の可否を決定します。  
認定した場合には、すみやかに交付決定通知書により通知します。

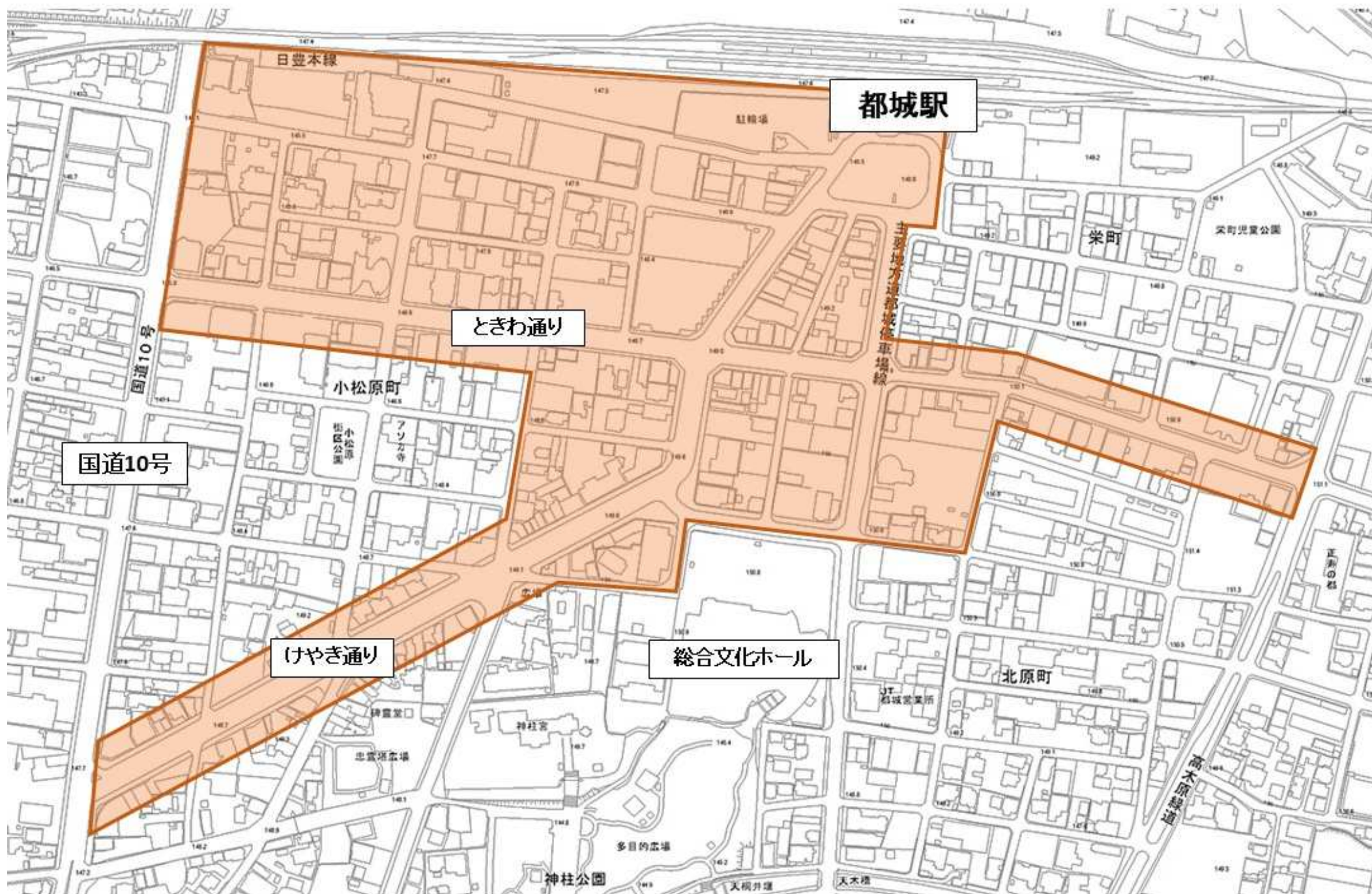
※ 認定前に工事等に着手した事業は対象になりません

※ 当該年度の年度末までに工事、工事等代金の支払い、実績報告までの全てが完了しなければ補助金を支払うことができませんので注意ください



### 3. 事業の対象エリア②

【中心市街地 JR都城駅前地区】



# 4-1. 支援メニュー

※詳しくは、都城市中心市街地再生プラン事業費補助金交付要綱を確認ください

## □ 空店舗リフォーム事業

対象・事業内容・補助条件	補助率	補助上限額
<p><b>対象者:空店舗所有者等</b></p> <p>○事業エリア内の空店舗等を所有する者等が、店舗・事務所として賃貸するために必要な店舗改装工事等(当該工事に要する経費が20万円以上のもの(リフォームに伴い必要な建築士による設計等(耐震調査等を含む。)、石綿障害予防規則(平成17年厚生労働省第21号)に基づく調査分析等を含む。))。</p> <p>※器具及び備品(工事と一体となって、建物に固定して設置することが通例とされる器具及び備品の一部(空調工事のエアコンや水道工事のシンク、電気工事の換気扇、内装工事の取付棚など建物の資産価値に関わるもので建物の構造に影響を及ぼす工事を必要とするもの)を除く。)に係る経費は対象外。</p> <p>○補助対象経費のうち、工事に係る費用が160万円以上の業務の発注は、都城市、宮崎県又は宮崎県内市町村の入札参加有資格事業者であること。ただし、建築士による設計、石綿障害予防規則に基づく調査分析の業務等については、この限りでない。</p>	2/3	500万円

### 提出必要書類

補助金等交付申請時	実績報告時
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 補助金等交付申請書(様式第1号又は様式第1号の2)</li> <li>2 事業概要書(様式第2号)</li> <li>3 建築対策課及び消防局協議事項確認書(様式第3号)</li> <li>4 収支予算書(様式第4号)</li> <li>5 事業支援表明書(様式第5号)</li> <li>6 資材の規格・仕様明細等が分かる見積書(2者以上)及びカタログ等の写し</li> <li>7 改装内容が分かる資料等(改装前及び改装後の各階平面図(消防法(昭和23年法律第186号)の有窓無窓・換気計算を含む)、配置図、物件位置図、工事工程表等)</li> <li>8 設計等を伴う工事においては、設計等を行う建築士が、建築士資格を有し、建築士の事務所登録を行っている者であることが分かる書類の写し</li> <li>9 市税の滞納のない証明書(ただし、市税の納税状況調査に同意する場合は、不要)</li> <li>10 店舗等の現況写真(施工部分が確認できる外観、内観)</li> <li>11 補助対象経費のうち、工事に係る費用が160万円以上のものを都城市以外の入札参加有資格者に発注しようとする場合は、当該事業者の入札参加資格に関する情報を記載した書類</li> <li>12 法人の場合は、法人の登記事項証明書</li> <li>13 年度をまたいで事業を実施する場合は、工事着手時期及び竣工時期が分かる書類</li> <li>14 建物の登記事項証明書又は固定資産税課税台帳の写し。 ただし、店舗を賃貸借した場合は、店舗賃貸借契約書の写し</li> <li>15 大気汚染防止法に基づく石綿の事前調査及び除去工事が義務付けられている建物を改修する場合にあって、都城市民間建築物吹付けアスベスト除去等対策事業費補助金を活用した建物の場合は、同補助金の交付決定書の写し</li> <li>16 前各項に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 補助金等実績報告書(様式第12号)</li> <li>2 事業請負契約書の写し</li> <li>3 事業内容の内訳が分かる書類(カタログ及び請求明細書の写し等)</li> <li>4 施工内容が確認できる、資材等の写真及び施工前、施工中並びに施工後の写真</li> <li>5 収支決算書(様式第13号)</li> <li>6 領収書の写し</li> <li>7 産業廃棄物管理票(マニフェスト)の写し</li> <li>8 大気汚染防止法に基づく石綿の事前調査及び除去工事が義務付けられている建物を改修する場合にあって、都城市民間建築物吹付けアスベスト除去等対策事業費補助金を活用していない建物を改修する場合は、次の書類を提出すること。<b>ただし、石綿の事前調査費を補助対象経費としない場合は(1)のみの提出とする。</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 分析機関等が発行した分析調査結果報告書等</li> <li>(2) 分析調査を実施した者が建築物石綿含有建材調査者であることを証明する書類</li> <li>(3) 分析機関等に費用を支払ったことを証する領収書の写し</li> <li>(4) 除去等事業に関する関係法令の届出等の写し</li> </ol> </li> <li>9 前各項に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類</li> </ol>

# 4-2. 支援メニュー

※詳しくは、都城市中心市街地再生プラン事業費補助金交付要綱を確認ください

## □ リノベーションまちづくり事業

対象・事業内容・補助条件	補助率	補助上限額
<p><b>対象者：空店舗等に出店する特定業種(※5-1～3の補助対象業種参照)のテナント事業者</b>            ※既に補助対象業種を営んでいる店舗がエリア内で移転する場合は対象外</p> <p>○特定地域内における空店舗等を活用した店舗・事務所の出店に必要な店舗改装工事(当該工事の施工に伴い必要な建築士による設計等(耐震調査等を含む。)、石綿障害予防規則に基づく調査分析等を含む。)            ※器具及び備品(工事と一体となって、建物に固定して設置することが通例とされる器具及び備品の一部(空調工事のエアコンや水道工事のシンク、電気工事の換気扇、内装工事の取付棚など建物の資産価値に関わるもので建物の構造に影響を及ぼす工事を必要とするもの)を除く。)に係る経費は対象外。</p> <p>○補助対象経費のうち、工事に係る費用が160万円以上の業務の発注は、都城市、宮崎県又は宮崎県内市町村の入札参加有資格事業者であること。ただし、建築士による設計、石綿障害予防規則に基づく調査分析の業務等については、この限りでない。</p> <p>○補助の認定を受けた店舗は、特別な理由のない限り、出店後2年以上継続して営業(活動)をすること。また、営業日において、原則、午前10時から午後6時までの間に2時間以上、かつ、1月当たり8日以上(活動)をすること。また、1月あたり20日以上(活動)に努めること。</p>	2/3	500万円

### 提出必要書類

補助金等交付申請時	実績報告時
<ol style="list-style-type: none"> <li>補助金等交付申請書(様式第1号又は様式第1号の2)</li> <li>事業概要書(様式第2号)</li> <li>事業計画書</li> <li>建築対策課及び消防局協議事項確認書(様式第3号)</li> <li>収支予算書(様式第4号)</li> <li>事業支援表明書(様式第5号)</li> <li>資材の規格・仕様明細等が分かる見積書(2者以上)及びカタログ等の写し</li> <li>改装内容が分かる資料等(改装前及び改装後の各階平面図(消防法(昭和23年法律第186号)の有窓無窓・換気計算を含む)、配置図、物件位置図、工事工程表等)</li> <li>設計等を伴う工事においては、設計等を行う建築士が、建築士資格を有し、建築士の事務所登録を行っている者であることが分かる書類の写し</li> <li>本人確認書類の写し(法人の場合は、法人の登記事項証明書)</li> <li>履歴書(個人事業者の場合のみ)</li> <li>市税の滞納のない証明書(ただし、市税の納税状況調査に同意する場合は、不要)</li> <li>店舗等の現況写真(施工部分が確認できる外観、内観)</li> <li>補助対象経費のうち、工事に係る費用が160万円以上のものを都城市以外の入札参加有資格者に発注しようとする場合は、当該事業者の入札参加資格に関する情報を記載した書類</li> <li>年度をまたいで事業を実施する場合は、工事着手時期及び竣工時期が分かる書類</li> <li>大気汚染防止法に基づく石綿の事前調査及び除去工事が義務付けられている建物を改装する場合において、都城市民間建築物吹付けアスベスト除去等対策事業費補助金を活用した建物の場合は、同補助金の交付決定書の写し</li> <li>前各項に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>補助金等実績報告書(様式第12号)</li> <li>事業請負契約書の写し</li> <li>事業内容の内訳が分かる書類(カタログ及び請求明細書の写し等)</li> <li>施工内容が確認できる、資材等の写真及び施工前、施工中並びに施工後の写真</li> <li>収支決算書(様式第13号)</li> <li>領収書の写し</li> <li>産業廃棄物管理票(マニフェスト)の写し</li> <li>営業許可書(許認可を必要とする業種のみ)</li> <li>防火対象物使用開始届の写し(消防法施行令別表第1に掲げる防火対象物のみ)</li> <li>大気汚染防止法に基づく石綿の事前調査及び除去工事が義務付けられている建物を改装する場合にあって、都城市民間建築物吹付けアスベスト除去等対策事業費補助金を活用していない建物を改装する場合は、次の書類を提出すること。<b>ただし、石綿の事前調査費を補助対象経費としない場合は(1)のみの提出とする。</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>分析機関等が発行した分析調査結果報告書等</li> <li>分析調査を実施した者が建築物石綿含有建材調査者であることを証明する書類</li> <li>分析機関等に費用を支払ったことを証する領収書の写し</li> <li>除去等事業に関する関係法令の届出等の写し</li> </ol> </li> <li>前各項に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類</li> </ol>

# 4-3. 支援メニュー

※詳しくは、都城市中心市街地再生プラン事業費補助金交付要綱を確認ください

## □ 空店舗等解体事業

対象・事業内容・補助条件	解体後の建築	補助率	補助上限額
<b>対象者:空店舗所有者等</b> ○商業店舗、事務所など現に使用されていない空店舗等を解体する場合の解体事業費が対象(空店舗等の全部を解体するもの)。ただし、移転等により補償を受けるものを除く。 ○補助対象経費のうち、工事に係る費用が160万円以上の業務の発注は、都城市、宮崎県又は宮崎県内市町村の入札参加有資格事業者であること。ただし、建築士による設計、石綿障害予防規則に基づく調査分析の業務等については、この限りでない。 ○解体後180日以内に新たな店舗等の建築に着手する場合は、補助条件を優遇する。 ※ただし、新たな店舗等は、要綱別表第3に掲げる業務に該当しないことなどが条件	解体後新たな建築有	4/5	3,000万円
	解体後新たな建築なし	2/3	

### 提出必要書類

補助金等交付申請時	実績報告時
1 補助金等交付申請書(様式第1号又は様式第1号の2) 2 事業概要書(様式第2号) 3 収支予算書(様式第4号) 4 事業支援表明書(様式第5号) 5 解体工事の仕様明細を含む見積書(2者以上)の写し 6 解体工事着手前の空店舗等の現況写真(外観、内観) 7 建物所有者は、建物の登記事項証明書又は固定資産税課税台帳の写し。 それ以外の者は、賃貸借契約書又は建物所有者との解体の了承について証明できる書類 8 市税の滞納のない証明(ただし、市税の納税状況調査に同意する場合は、不要) 9 補助対象経費のうち、工事に係る費用が160万円以上のものを都城市以外の入札参加有資格者に発注しようとする場合は、当該事業者の入札参加資格に関する情報を記載した書類 10 新たに店舗等を建築する場合は、新たに建築する店舗等の仕様明細を含む見積書 11 新たに店舗等を建築する場合は、新たに建築する店舗等の図面等の写し 12 新たに店舗等を建築する場合は、設計等を行う建築士が、建築士資格及び建築士の事務所登録を行っている者であることが分かる書類の写し 13 年度をまたいで事業を実施する場合は、工事着手時期及び竣工時期が分かる書類 14 大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)に基づく石綿の事前調査及び除去工事が義務付けられている建物を解体する場合にあって、都城市民間建築物吹付けアスベスト除去等対策事業費補助金を活用した建物の場合は、同補助金の交付決定書の写し 15 前各項に掲げるもののほか、市長が必要とするもの	1 補助金等実績報告書(様式第12号) 2 解体に係る事業請負契約書の写し 3 解体に係る事業内容の内訳がわかる書類(請求明細書の写し等) 4 施工内容が確認できる、施工前、施工中及び施工後の写真 5 収支決算書の写し(様式第13号) 6 領収書の写し 7 産業廃棄物管理票(マニフェスト)の写し 8 大気汚染防止法に基づく石綿の事前調査及び除去工事が義務付けられている建物を解体する場合にあって、都城市民間建築物吹付けアスベスト除去等対策事業費補助金を活用していない建物を解体する場合は、次の書類を提出すること。 <b>ただし、石綿の事前調査費を補助対象経費としない場合は(1)のみの提出とする。</b> (1) 分析機関等が発行した分析調査結果報告書等 (2) 分析調査を実施した者が建築物石綿含有建材調査者であることを証明する書類 (3) 分析機関等に費用を支払ったことを証する領収書の写し (4) 除去等事業に関する関係法令の届出等の写し 9 前各項に掲げるもののほか、市長が必要とするもの

# 4-4. 支援メニュー

※詳しくは、都城市中心市街地再生プラン事業費補助金交付要綱を確認ください

## □ 商業施設等整備事業

対象・事業内容・補助条件	補助率	補助上限額
<p><b>対象者:特定地域内において、新たに施設整備を行う事業者等</b></p> <p>○特定地域内での、仮設・常設の施設整備費が対象であり、テナント単位で支援。            ※器具及び備品(工事と一体となって、建物に固定して設置することが通例とされる器具及び備品の一部(空調工事のエアコンや水道工事のシンク、電気工事の換気扇、内装工事の取付棚など建物の資産価値に関わるもので建物の構造に影響を及ぼす工事を必要とするもの)を除く。)に係る経費は対象外            ○補助対象経費のうち、工事に係る費用が160万円以上の業務の発注は、都城市、宮崎県又は宮崎県内市町村の入札参加有資格事業者であること。ただし、建築士による設計等については、この限りでない。            ○補助の条件は、事業者がテナント(※P.7~9補助対象業種)を自己使用する場合には、特別な理由のない限り、出店後2年以上継続して営業(活動)をすること。また、営業日において、原則、午前10時から午後6時までの間に2時間以上、かつ、1月当たり8日以上(活動)をすること。また、1月あたり20日以上(活動)に努めること。。店舗として貸し出す場合は、店舗利用が要綱別表3に掲げる業務に該当しないことなどが条件。</p>	1/2	<p>500万円</p> <p>※1事業(建物)あたりの補助限度額は3,000万円            ※1坪当たりの補助限度額は50万円</p>

### 提出必要書類

補助金等交付申請時	実績報告時
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 補助金等交付申請書(様式第1号又は様式第1号の2)</li> <li>2 事業概要書(様式第2号)</li> <li>3 事業計画書</li> <li>4 収支予算書(様式第4号)</li> <li>5 事業支援表明書(様式第5号)</li> <li>6 整備前の現況写真(施工部分が確認できる外観、内観)</li> <li>7 資材の規格・仕様明細等が分かる見積書(2者以上)及びカタログ等の写し</li> <li>8 整備内容が分かる資料等(新たに建築する施設の各階平面図(消防法の有窓無窓・換気計算を含む)、配置図、物件位置図、工事工程表等)</li> <li>9 設計等を行う建築士が、建築士資格を有し、建築士の事務所登録を行っている者であることが分かる書類の写し</li> <li>10 本人確認書類の写し(法人の場合は、法人の登記事項証明書)</li> <li>11 履歴書(個人事業者の場合のみ)</li> <li>12 市税の滞納のない証明書(ただし、市税の納税状況調査に同意する場合は、不要)</li> <li>13 補助対象経費のうち、工事に係る費用が160万円以上のものを都城市以外の入札参加有資格者に発注しようとする場合は、当該事業者の入札参加資格に関する情報を記載した書類</li> <li>14 年度をまたいで事業を実施する場合は、工事着手時期及び竣工時期が分かる書類</li> <li>15 土地の登記事項証明書又は固定資産税課税台帳の写し。ただし、空き地等を賃貸借した場合は空き地等に係る賃貸借契約書の写し</li> <li>16 前各項に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 補助金等実績報告書(様式第12号)</li> <li>2 新たに整備する施設に係る事業請負契約書の写し</li> <li>3 新たに整備する施設に係る事業内容の内訳が分かる書類(カタログ及び請求明細書の写し等)</li> <li>4 施工内容が確認できる、資材等の写真及び施工前・施工中・施工後の写真</li> <li>5 収支決算書(様式第13号)</li> <li>6 領収書の写し</li> <li>7 産業廃棄物管理票(マニフェスト)の写し</li> <li>8 補助事業者が、テナントを自己使用する場合は営業許可書(許認可を必要とする業種のみ)</li> <li>9 防火対象物使用開始届の写し(消防法施工令別表第1に掲げる防火対象物のみ)</li> <li>10 建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証の写し</li> <li>11 前各項に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類</li> </ol>

# 5-1. 補助対象業種

補助対象業種(日本標準産業分類(令和5年7月改定)分類表から抜粋)

大分類	中分類	小分類	細分類
I 卸売業・ 小売業	56 各種商品小売業	569 その他の各種商品小売業	
	57 織物・衣服・身の回り品小売業	(ただし、小分類番号570(※注1)は対象外とする。)	
	58 飲食料品小売業	(ただし、小分類番号580(※注2)は対象外とする。)	
	59 機械器具小売業	591 自動車小売業	5914 二輪自動車小売業 (原動機付き自転車を含む。)
		592 自転車小売業	
		593 機械器具小売業(自動車、自転車を除く。)	
60 その他の小売業	(ただし、小分類番号600(※注3)は対象外とする。)	(ただし、細分類番号6051ガソリンスタンドは対象外とする。)	
K 不動産業・ 物品賃貸業	68 不動産取引業	(ただし、小分類番号680(※注4)は対象外とする。)	
	69 不動産賃貸業・管理業	(ただし、小分類番号690(※注5)は対象外とする。)	
	70 物品賃貸業	(ただし、小分類番号700(※注6)は対象外とする。)	

- ※注1 : 小分類番号570 【管理, 補助的経済活動を行う事業所(57 織物・衣服・身の回り品小売業)】  
主として管理事務を行う本社等、自家用倉庫、その他の管理, 補助的経済活動を行う事業所
- ※注2 : 小分類番号580 【管理, 補助的経済活動を行う事業所(58 飲食料品小売業)】  
主として管理事務を行う本社等、自家用倉庫、その他の管理, 補助的経済活動を行う事業所
- ※注3 : 小分類番号600 【管理, 補助的経済活動を行う事業所(60 その他の小売業)】  
主として管理事務を行う本社等、自家用倉庫、その他の管理, 補助的経済活動を行う事業所
- ※注4 : 小分類番号680 【管理, 補助的経済活動を行う事業所(68 不動産取引業)】  
主として管理事務を行う本社等、自家用倉庫、その他の管理, 補助的経済活動を行う事業所
- ※注5 : 小分類番号690 【管理, 補助的経済活動を行う事業所(69 不動産賃貸業・管理業)】  
主として管理事務を行う本社等、自家用倉庫、その他の管理, 補助的経済活動を行う事業所
- ※注6 : 小分類番号700 【管理, 補助的経済活動を行う事業所(70 物品賃貸業)】  
主として管理事務を行う本社等、自家用倉庫、その他の管理, 補助的経済活動を行う事業所

## 5-2. 補助対象業種

補助対象業種(日本標準産業分類(令和5年7月改定)分類表から抜粋)

大分類	中分類	小分類	細分類
L 学術研究、 専門・技術 サービス	72 専門サービス業(他に分類されないもの)	(ただし、小分類番号720(※注1)は対象外とする)	
	73 広告業	731 広告業	
	74 技術サービス業(他に分類されないもの)	746 写真業	
M 宿泊業、 飲食サービス業	76 飲食店	761 食堂, レストラン(専門料理店を除く)	
		762 専門料理店	
		763 そば・うどん店	
		764 すし店	
		767 喫茶店	
		769 その他の飲食店	
	77 持ち帰り・配達飲食サービス業	(ただし、小分類番号770(※注2)は対象外とする)	

※注1 : 小分類番号720 【管理, 補助的経済活動を行う事業所(72 専門サービス業)】  
主として管理事務を行う本社等、自家用倉庫、その他の管理, 補助的経済活動を行う事業所

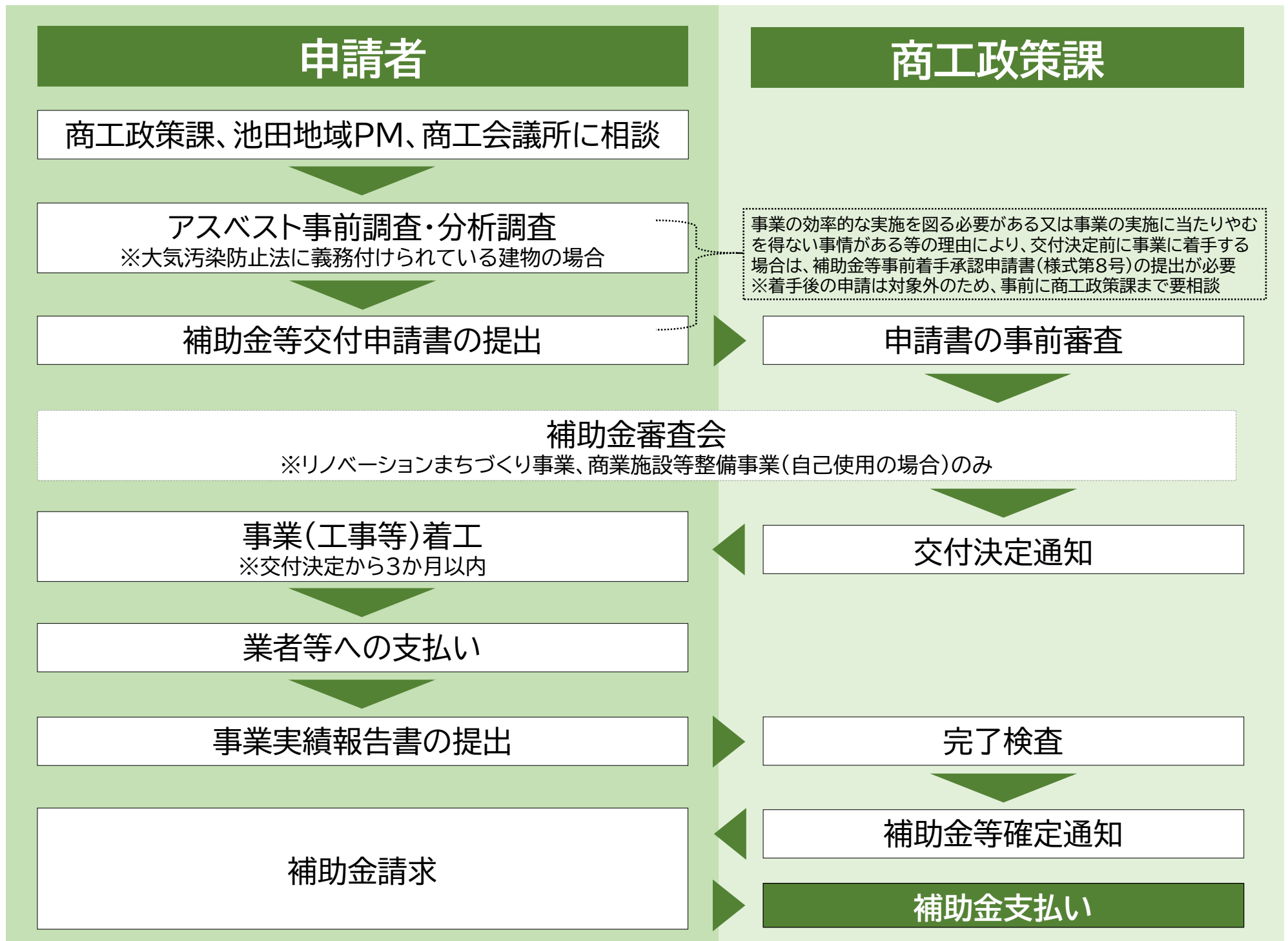
※注2 : 小分類番号770 【管理, 補助的経済活動を行う事業所(77 持ち帰り・配達飲食サービス)】  
主として管理事務を行う本社等、自家用倉庫、その他の管理, 補助的経済活動を行う事業所

# 5-3. 補助対象業種

補助対象業種(日本標準産業分類(令和5年7月改定)分類表から抜粋)

大分類	中分類	小分類	細分類
N 生活関連サービス業、 娯楽業	78 洗濯・理容・美容・浴場業	781 洗濯業	
		782 理容業	
		783 美容業	
		789 その他の洗濯・理容・美容・浴場業	
	79 その他の生活関連サービス業	791 旅行業	
		793 衣服裁縫修理業	
		799 他に分類されない生活関連サービス	7993 写真現像・焼付業
O 教育、学習支援業	82 その他の教育、学習支援業	824 教養・技能教授業	
P 医療、福祉	83 医療業	835 施術業	
R サービス業(他に分類 されないもの)	93 政治・経済・文化団体	939 他に分類されない非営利的団体	

# 6. 申請手続きのフロー



# 新城



宮崎県 都城市 商工部 商工政策課 中心市街地活性化室

〒885-8555 宮崎県都城市姫城町6街区21号

TEL : 0986-23-2983 / FAX : 0986-23-2658

E-mail : toshin@city.miyakonojo.miyazaki.jp

都城市 再生プラン

